

沖縄県外来種対策行動計画に基づく
カミツキガメ 早期発見・防除計画

令和2年3月

沖 縄 県

1 背景と目的

カミツキガメは、北米から南米にかけて原産とする国外由来のカメ類です。国内では千葉県に定着しており、行政による継続的な対策が実施されています。沖縄県での分布については、複数の文献等において目撃や捕獲の記述があるものの、具体的な場所や個体数については明らかになっていません。現状では県内での定着は確認されていませんが、カミツキガメはかつてペット用として国内に大量に輸入・販売され、全国各地で飼育個体の遺棄や逸脱が生じていると考えられており、県内においても飼育個体が野生化している等の可能性があります。

沖縄県では、未定着であるものの、侵入・定着した場合、生態系等への影響が大きくなることから重点的に侵入を予防する必要がある外来種を「重点予防種」として指定しています。カミツキガメは水棲動物・植物を中心に幅広く在来生物を捕食することで生態系への影響や、人への咬傷や漁具の損傷といった人的被害が懸念されていることから、重点予防種に指定されています。本早期発見・防除計画は、カミツキガメによる生態系等への影響を未然に防止するための目標や方法等を示すものです。

2 概要

(1) 和名等

カメ目カミツキガメ科

カミツキガメ (学名 *Chelydra serpentina*)

(4つの亜種に分けられ、それらの亜種を独立種とする見解もあります。)

(2) 分布

原産地：カナダからエクアドルにかけてのアメリカ大陸

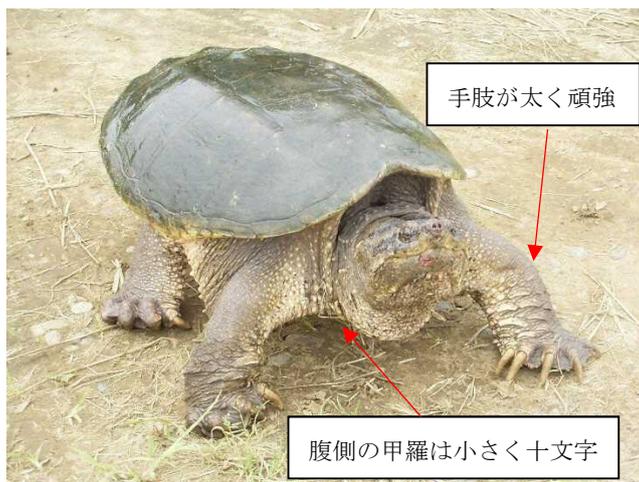
県内の分布確認状況：未定着と判断されます。複数の文献等から目撃や捕獲例がありますが、詳細な状況は不明。国内では、千葉県等で個体の確認や繁殖・定着が示唆されています。

(3) 形態・生態

最大で甲長約 50cm、体重 30kg に達します。背甲には 3 本の強い隆起があり、後端のギザギザが顕著。腹甲は小さく十文字状であることから、在来のリュウキュウヤマガメやセマルハコガメ、ヤエヤマイシガメと区別できます。水棲傾向が強く、

湿地や池沼などの止水や緩やかな流れの河川に生息し、砂泥質で水生植物や流木、岩などが多い環境を好みます。

食性は雑食性で、主に魚類、両生類、小型の爬虫類、その他水棲無脊椎動物に加え、哺乳類も含めた動物の死骸や水草など植物質も食べます。通常、1年に1度産卵し、まれに産卵数が100個を超えることがあります。千葉県印旛沼流域では5月末～6月に産卵が集中するようです。寿命は80年の記録があります。



カミツキガメ※

※環境省ホームページ「外来種写真集」より

(<https://www.env.go.jp/nature/intro/4document/asimg.html>)

(4) 想定される侵入経路

全国各地での個体の発見は、ペットとしての飼育個体の遺棄や逸脱によると考えられています。かつてはペット用に大量に輸入され安価で販売されていましたが、特定外来生物へ指定されて以降は、愛がん目的の新規の飼養や輸入が原則できなくなりました。ただし、規制以前から飼養されている個体が許可を受けて飼養されている可能性があり、遺棄や逸出の懸念があります。

3 指定の状況

特定外来生物	○
我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト	緊急対策外来種
日本の侵略的外来種ワースト100	○
世界の侵略的外来種ワースト100	—

4 生態系等への影響

カミツキガメは広食性で大型に成長することから、在来種の捕食による生態系への影響が懸念されます。とくに、水棲傾向が強いため、魚類や両生類、水棲無脊椎動物をはじめとする水生生物に大きな影響を及ぼすおそれがあります。また、鋭い嘴と爪を有し、陸に上げられた個体は攻撃的であるため、人への被害が懸念されます。

5 目標

◎カミツキガメの定着防止

カミツキガメは特定外来生物に指定されており、新規の輸入や飼養に規制がかかっていることに加え、水棲傾向が強く大型で陸上では目立つ生き物であることから、物資等へまぎれて沖縄県内に輸送される可能性は低いと判断されます。一方、規制以前に県内で飼育されていた個体の遺棄や逸出により、野外で発見されずに生息している可能性があります。

そこで、県内での飼育状況の把握を行い、可能な範囲で適正な飼養の確認を行います。また、カミツキガメが野外で確認された場合は、速やかに駆除を実施し、定着を防止します。

6 対策の方針

◎ 飼育状況の把握

現在は外来生物法により、例外を除いて飼育が制限されています。例外的な飼育においても許可を取得する必要があるため、関係機関と連携し、飼育者へ遺棄・逸出を防止するための普及啓発を可能な範囲で実施します。

◎ 野生化個体の把握

県内における目撃や捕獲情報は定性的な情報しかなく、具体的な地域や目撃数は不明です。そこで、可能な限り目撃の具体的な情報を収集し、必要に応じて現地調査を実施します。

◎ 発見された地域からの排除

カミツキガメの野生個体が確認された場合、速やかに駆除を実施するとともに、周辺地域での生息状況を確認します。

◎ 普及啓発

ホームページ、イベント、チラシ配布等を通して防除の目的等を県民へ周知するとともに、発見情報の収集や監視・調査に向けた協力などが得られるよう取り組みます。

目標：カミツキガメの定着防止

対策の方針		実施項目	期間及び実施内容	
早期発見	野生化個体の把握	県民や事業者からの情報収集	短期～長期	カミツキガメは大型な爬虫類で、陸上では目立つ生き物であることから、県民やエコツアーガイド等へ直接ヒアリングを行い、生息状況の把握を行う。
発見	飼育状況の把握	遺棄・逸出の防止	短期	関係機関と連携し、県内において飼養許可を受けている飼育者へ対し、可能な範囲で遺棄・逸出を防止するための普及啓発を実施する。
初期防除	発見された地域からの排除	捕獲の実施	短期～	わなによる捕獲を実施する。
		今後の方針の検討	長期	捕獲状況を整理し、有識者を含む関係者と情報を共有し、その後の対策方針を検討する。
普及啓発		県民等への普及啓発	短期～長期	ホームページ、イベント、チラシの配布等を通して、早期発見の目的等を県民へ周知し、協力が得られるよう取り組む。

短期は概ね3年目までの期間、長期は概ね4年目以降の期間

7 実施体制

効果的かつ効率的な対策のため、以下のような体制を目指し、関係機関と連携します。

- 飼育状況の把握：沖縄県環境部、(環境省)
- 野外個体の把握：沖縄県環境部、(環境省、市町村、保健所・警察・消防等の公的機関)
- 野外個体の排除：沖縄県環境部、(環境省、施設管理者、市町村)

8 早期発見の方法

(1) 公的機関等からの情報収集

住民等が本種を野外で発見した場合には、各市町村や保健所、警察、消防等の公的機関や地域の動植物園等へ連絡することが想定されるため、それらの機関にあげられた情報を速やかに収集・共有する体制を整えます。

(2) 県民による監視

比較的大型に成長するカミツキガメは陸上では人の目につきやすいと考えられるため、目撃情報を収集する目的でチラシ配布などの普及啓発を実施します。なお、陸水域で活動するエコツアー関連事業者には、重点的に情報の提供を呼びかけます。

(3) モニタリング

本種の目撃情報が得られた地点および周辺の水域において、罟を用いた捕獲を実施し、生息状況を確認します。捕獲方法は、環境省作成の「カミツキガメ防除の手引き(10. 防除事例の紹介を参照)」に参考としながら状況に応じた捕獲を実施します。

9 初期防除の方法

野外で個体が発見された場合は、当該場所において速やかに捕獲を開始するとともに、周辺の水域においても生息状況を把握します。発見場所が完全に独立した池沼等ではない場合、接続する流域の全区間において調査を実施します。

(1) 捕獲方法

捕獲方法は、環境省作成の「カミツキガメ防除の手引き（10. 防除事例の紹介を参照）」に参考としながら状況に応じた捕獲を実施します。なお、この手引きでは、カミツキガメの成長段階（卵や幼体、成体）に応じて効率的な防除方法が検討されています。沖縄県内の現状としては、定着（繁殖）しておらず、また、研究機関等を除いて新規に県内へ導入される機会も少ないと考えられるため、発見される個体は成体が主であると想定されます。そのため、初期防除の捕獲手法としても、成体の捕獲を主眼に置いた防除を実施します。

① わなの種類

捕獲にはナイロン製のカメラ用もんどりわなを使用します。このわなは、入口部分に「返し」がついており、一度わな内部に入り込むと脱出しにくい構造となっています。ただし、罨入手までの時間や設置環境によっては他の罨を用いる事も検討します。

② 設置方法

設置場所は、河岸の植生などが川面を覆っているような流れが緩やかな淵で、わなの中には魚のアラ等の誘引餌を入れます。

③ 点検

1～3日ごとに点検し、誘引餌を交換するなどして罨機能の維持に努めます。

(2) 捕獲後の処理

① 個体の取り扱い

カミツキガメは陸上に上げられると攻撃的になるため、安全な手順で個体を回収します。

② データ管理

その後の方針を検討するうえで重要となるデータを収集し整理を行います。データは、罨の設置位置・数・期間・環境等の情報や捕獲個体の捕獲日・位置・性別・体サイズ・繁殖の状態などの情報を記録し整理します。

③ 情報の速やかな共有

整理された情報を関連機関や有識者等と速やかに共有し、関係者と協議の上、その後の方針を検討します。

10 防除事例（マニュアル）の紹介

2005年にカミツキガメが外来生物法により特定外来生物に指定されて以降、環境省や都道府県、市町村、非営利団体等による防除が各地で実施されており、一部の取り組みにおいては防除の考え方や駆除方法などが整理されています。ここでは、環境省作成の防除の手引きと千葉県事業での防除実施計画書について紹介します。

(1) カミツキガメ防除の手引き 平成26年3月改訂（環境省）

この手引きでは、カミツキガメの生態情報や法的な背景など、基本事項について触れるとともに、今後の防除を進めるにあたり必要な諸手続きや使用する道具、捕獲方法、計測手法やデータ管理、個体の処分方法等について網羅的に整理されています。また、防除実施環境に応じた防除事例について紹介し、状況の異なる各地域で防除を行う際に活用できるよう整理された手引きです。

(2) 千葉県におけるカミツキガメ防除実施計画書 平成29年3月改訂（千葉県）

この計画書は、千葉県内に定着しているカミツキガメの完全な排除を最終的な目標とし、平成19年度の防除開始時からの捕獲等の結果を取りまとめるとともに、生息状況に応じた流域別の段階的な防除方針や根絶に向けたロードマップを示しています。その中では、千葉県を中心とした実施体制についても整理されています。

11 早期発見・防除計画の見直し

当該早期発見・防除計画は3年目に中間評価を行い、5年目に見直しを行います。なお、対策上必要があると認められる場合は、随時見直しを行うものとします。